

氷見市危険老朽空き家解体支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、氷見市補助金等交付規則（昭和44年氷見市規則第12号。以下「規則」という。）第22条の規定に基づき、氷見市危険老朽空き家等解体支援補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「危険老朽空き家等」とは、居住を目的として建築し、現に居住していない建物及び当該建物と主従の関係にある付属建物であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 危険老朽空き家 主たる建物の不良度の測定基準（木造住宅等）が100点以上であり、市長が周囲に対して危険があると判断した木造住宅等
- (2) 老朽空き家 主たる建物の不良度の測定基準（木造住宅等）が100点未満であり、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅等

(補助金の交付)

第3条 市長は、市民の安全と安心を確保し、住環境整備等の推進に資するため、市内において、長年にわたって使用されず、適正に管理されていない個人が所有する危険老朽空き家等のうち、取壊しの意志があるものの、経済的理由等から取り壊すことができない所有者が、氷見市内の業者に請け負わせて行う当該建築物の除却に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(交付の対象経費及び補助率)

第4条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、次の表のとおりとする。

対 象 経 費	補 助 率
危険老朽空き家等（別表第1に掲げる建物の条件を満たすものに限る。）の除却に要する経費	危険老朽空き家 3分の2（50万円）以内 老朽空き家 3分の2（30万円）以内

(調査申込)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、空き家調査申込書（様式第1号）により、当該建物の調査を市長に申し込まなければならない。

(調査)

第6条 市長は、前条の申込みがあったときは、当該建物についての資料を収集

するため、所有者の承諾を得て、当該建物の調査を行う。

- 2 市長は、命じた者又は委任した者をして前項の規定による調査のために隣人等の土地に立ち入らせようとするときは、事前にその旨を隣人等に通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により隣人等の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人からの請求があったときは、これを提示しなければならない。

(判定)

第7条 市長は、調査の結果に基づき、調査申込みのあった空き家が危険老朽空き家等に該当するか否かを判定するものとする。

(調査報告)

第8条 市長は、前条の判定結果を当該建物に係る空き家調査申込書を提出した者（以下「申込者」という。）に対し、空き家調査報告書（様式第2号）により通知するものとする。

(交付申請書の添付書類の様式等)

第9条 規則第3条に規定する交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

書 類	様 式	部 数
事業計画書	様式第3号	正副1部
収支予算書	様式第4号	

(交付条件)

第10条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

(軽微な変更)

第11条 前条第1号ただし書の規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 申込者を変更すること。
- (2) 事業費の10パーセント以上の変更をすること。

(実績報告書の添付書類の様式等)

第12条 規則第12条に規定する実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

書 類	様 式	部 数
事業成績書 収支精算書	様式第5号 様式第6号	正副1部

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、危険老朽空き家等解体支援補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年1月15日から適用する。

(経過措置)

2 第3条中「氷見市内の」を、当分の間、削るものとする。

別表第1

危険老朽空き家解体支援補助金の交付対象となる建物及び土地の条件

区 分	条 件
建 物	<ol style="list-style-type: none">1 木造住宅等であること。2 建物に、担保物権又は賃借権が設定されていないこと。3 建物の所有者に市税の滞納がないこと。